

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 2 月 3 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500463号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500227号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和20年6月22日から同年10月1日に訂正し、同年6月から同年9月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和20年6月22日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正4年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年6月22日から同年10月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、請求期間についてもA社に勤務していた。昭和49年にもらった永年勤続表彰(35年間勤続)の腕時計も保管しており、被保険者期間に欠落があることは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者のA社における永年勤続表彰の腕時計、B社の事務担当者及び同僚の陳述により、訂正請求記録の対象者が請求期間において、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、訂正請求記録の対象者に係るA社における厚生年金保険被保険者台帳によると、資格喪失年月日は昭和20年6月22日と記載されていることが確認できるものの、訂正請求記録の対象者の標準報酬月額の改定時期が前後して記録されている上、複数の同僚の記録には資格喪失日後に定時決定若しくは随時改定の記録が確認できる等、上記の被保険者台帳には多くの不自然な点が見られる。

このことから、上記の被保険者台帳が不自然な状態となっていることの理由について、日本年金機構C事務センターに照会したところ、昭和20年にD地区を襲った空襲により、相当数の記録を焼失していることから、当該事業所に係る被保険者台帳についても正しい記録に一部復元しきれなかった可能性がある旨の回答をしている。

また、B社の事業主から提出されたA社E工場に係る被保険者台帳には、雇入年月日として昭和20年10月1日と記載されており、オンライン記録で確認できる同工場での資格取得年月日と一致している。

以上のことから総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できること、請求期間に係る厚生年金保険の記録は戦災により焼失又は正しく記録されていない可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等から、事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和20年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったと認めるのが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。